

第4章 清掃・リサイクル事業の現状

本章では、本区のごみ・資源の収集運搬体制、中間処理・最終処分体制の概要と実績および区民・事業者への普及・啓発事業といった清掃・リサイクル事業の現状についてまとめます。

4.1 清掃・リサイクルの流れ

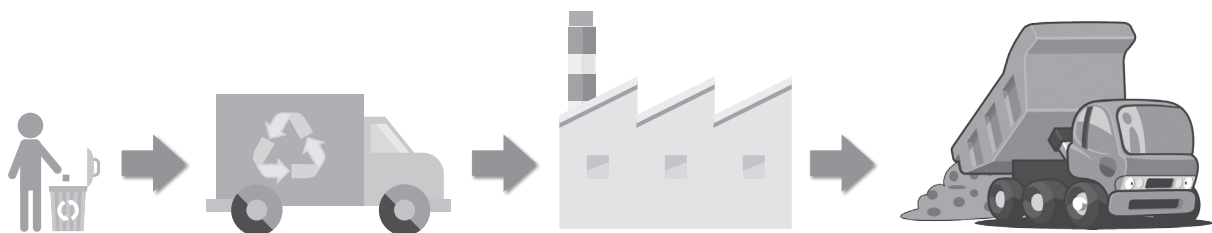
家庭や事業所から排出されるごみや資源の流れを図表 21 に示します。区はごみの収集・運搬、資源物の回収・リサイクルを担っており、ごみの焼却などの中間処理は清掃一組による共同処理、埋立処分は東京都に委託しています。

集積所に排出された区収集ごみは、燃やすごみは清掃工場に搬入し焼却処理、燃やさないごみは民間施設に搬入し、資源化しています。粗大ごみは、資源化可能なもの（電子レンジ・炊飯器・DVD プレーヤー等）をピックアップ回収した後、残りを粗大ごみ破碎処理施設に搬入しています。また、区収集以外に許可業者や排出者自らが各施設に直接搬入するごみ（持込ごみ）もあります。

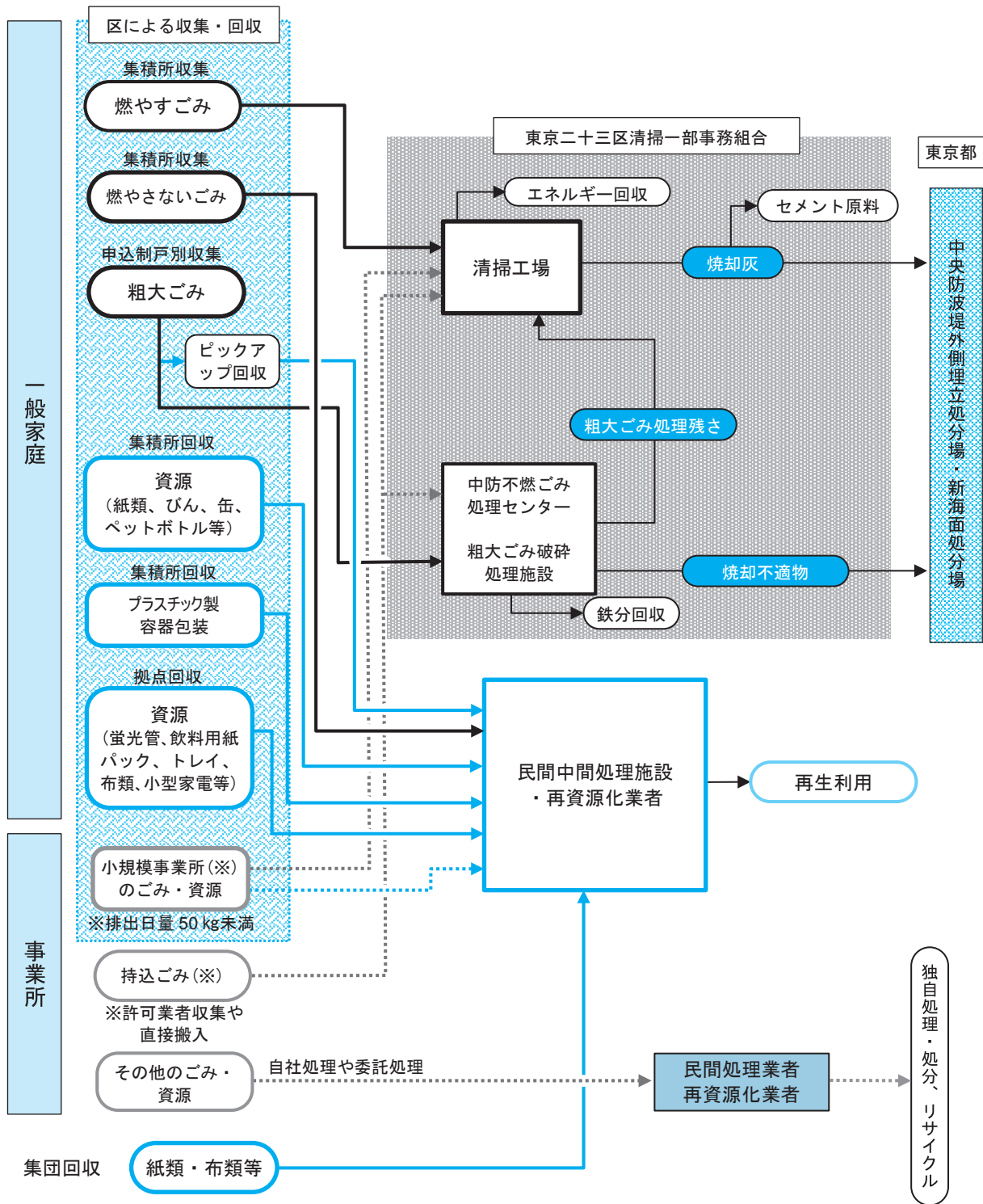
燃やすごみは、清掃工場での焼却処理によって、発電や熱エネルギーを有効に利用した上で減量化を図り、環境への負荷を最小限にしてから最終処分として埋め立てています。

東京都の管理する新海面処分場は「東京湾最後の埋立処分場」と言われており、ごみの減量・資源化によって可能な限り埋立処分量を削減し長期の利用を目指す必要があります。

清掃一組では、埋立処分量の削減および資源の有効利用を目的として、燃やすごみは、平成 27（2015）年度から焼却灰の一部をセメント原料として活用しています。燃やさないごみ、粗大ごみは、鉄分やアルミニウム等リサイクルできるものを回収し、破碎・減容化したのち埋め立てています。



図表 21 区のごみ・資源の流れ



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

(1) 家庭ごみ・資源の収集・運搬

① 集積所収集

ごみの収集・運搬は、中央清掃事務所が行っています。

下表に示すとおり、燃やすごみは週2回、燃やさないごみ・資源・プラスチック製容器包装は週1回の回収です。ただし、京橋、銀座、八重洲、日本橋、人形町の一部の地域では、繁華街から大量のごみが排出されるため、日曜日を除き毎日収集を行っています。粗大ごみは事前に申し込みを受け付けて有料収集しています。

図表 22 収集回数と対象のごみ・資源

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源 (集積所回収)	プラスチック製 容器包装	粗大ごみ
ごみ・資源	生ごみ・木くず・紙くず等、プラスチック製品(プラスチック製容器包装以外)、ゴム・皮革製品等	金属類、ガラス・陶磁器類等	紙類(新聞、雑誌、段ボール)、びん、缶、金属製の鍋・やかん・フライパン、ペットボトル	プラマークがついている容器と包装(商品を入れているもの、商品を使用・分離した際に不要となるもの)	一辺の長さがおむね30cmを超える家具や寝具等
収集回数	週2日	週1回	週1回 資源の日	週1回 プラマークの日	週1回(申込制) 粗大ごみの日

※動物死体処理は、飼い主や土地建物の占有者が自らの責任で処理することが原則ですが、自ら処理することが困難な場合、ペットについては処理手数料を徴収して区が引き取り処理業者に火葬処分を委託しています。

② 拠点回収

区では、区内の36カ所の公共施設に回収箱を設置しているほか、区内の全小学校等を回収場所として、資源の拠点回収を実施しています。

図表 23 拠点回収資源一覧

回収品目	全小学校、銀座中学校・日本橋中学校 (土曜日の指定時間)	区役所・区民センター等 公共施設(36カ所)(随時)
飲料用紙パック	○	○
食品用発泡スチロールトレイ	○	○
廃食用油	○	
布類	○	○ (リサイクルハウスかざぐるま)
電池類	○	○ (リサイクルハウスかざぐるま等8カ所)
蛍光管	○	
体温計・血圧計・ 温度計(水銀式)	○	
小型家電	○	○ (リサイクルハウスかざぐるま等6カ所)
園芸土	○	

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
第10章
資料編

③ 集団回収

区では、集団回収を行っている町会やマンション等の区民団体への用具類の貸出しや助成金の交付等の活動支援を行っています。新築マンション等に対しては、不動産会社・管理会社を通じて集団回収への参加を呼びかけており、令和2（2020）年4月1日現在の登録団体数は323団体です。

図表 24 集団回収登録団体数の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
登録団体数	229	252	289	301	310	323

単位：団体

支援・助成内容は以下のとおりです。

- 回収量に応じた助成金：回収量1キログラムにつき7円を支給
- 団体助成金：回収実績がある団体に対し、団体助成金として半期ごとに12,000円を支給
- 資源回収ボックスや回収した資源を運ぶ台車等の貸し出し
- 新規登録団体に、回収に必要な軍手・紙ひも・エプロンの消耗品を支給

(2) 分別徹底・適正排出の取り組み

分別の徹底や不適正排出等の防止に向けては、以下の取り組みを行っています。

① ごみ減量の普及・啓発

清掃事業に対する区民の理解とごみの発生抑制やリサイクルへの取り組みを促すため、家庭向けの啓発用冊子「清掃・リサイクルハンドブック」や「ごみと資源の分け方・出し方」等の配布、ホームページによる情報提供や清掃車へのポスター掲示等、様々な広報活動を展開しています。

子どもに対しては年代別ハンドブックの作成、親子環境施設見学会、小学校等で開催する「環境学習」を通じて、ごみの減量と分別の大切さについての普及・啓発を図っています。また「ごみと資源の分け方・出し方」については外国人向けに、英語・中国語・ハングル語版を作成しています。

② ふれあい指導

区民や事業者に対して、ごみの減量や排出方法、手数料制度やリサイクル等について対話によるきめ細かな説明や指導を行い、清掃事業への一層の理解と協力を得ることを目的に、「ふれあい指導班」を設け「ふれあい指導」を実施しています。

③ ふれあい収集

障害のある方や65歳以上の高齢者等の世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所等までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否等の確認も含めて職員が玄関先等まで訪問して収集（回収）を行っています。

図表 25 ふれあい収集世帯数

単位：世帯

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
ふれあい収集世帯数	51	64	82	96	112	95

④ ごみ減量・リサイクルアドバイザー

町会や自治会、マンション、事業者、商店街等からの要望に応じ、清掃事務所の職員をアドバイザーとして派遣し、ごみに関する問題等を一緒に考えるとともに、ごみの減量やリサイクルの取り組みに関するアドバイスを行っています。

⑤ 資源持ち去り防止対策

集積所からの古紙やびん、缶などの資源の持ち去りを防止するため、平成21（2009）年4月に「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、資源物の持ち去り行為を禁止するとともに、従わないときは氏名等の公表ができることとし、以下の対策を実施しています。

- ・資源持ち去り防止パトロール
- ・新聞回収袋の配布（持ち去り禁止と区の資源回収に出すことを明示した袋）



新聞回収袋

⑥ 不法投棄防止対策

集積所の不法投棄については、発見次第、中央清掃事務所へ、また、集積所以外で発見した場合は所管の関係機関に連絡するよう、パンフレットや広報等を通じて呼びかけを行っています。

⑦ カラス対策

カラス等の被害による集積所の散乱防止のため、区民の方へ防鳥ネットの無料貸し出しを実施しています。

⑧ 早朝収集

まちの景観を美しくかつ清潔に保つとともに、商店街の活性化や交通渋滞の緩和等に寄与するため、銀座、八重洲、日本橋の一部の地域については早朝収集として、都市活動が始まる前の午前7時台に収集を開始しています。

(3) 事業系ごみの減量と適正処理

区では、事業系ごみの減量と適正排出を推進するため、以下の取り組みを行っています。

① 建築物における廃棄物保管場所・資源保管場所等の設置

延床面積 3,000m² 以上の建築物を建築しようとする場合は、その建築物に廃棄物保管場所ならびに資源保管場所等の設置を義務づけています。

② 事業用建築物の廃棄物管理責任者の選任、区の指導・助言等

延床面積 3,000m² 以上の事業用大規模建築物の所有者等には、条例に基づき廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の提出、1,000m² 以上の建築物の所有者等についても要綱で、廃棄物管理責任者の選任と再利用実績報告書の提出を義務づけています。また、廃棄物管理責任者に対し新任講習やフォロー講習を実施するとともに、事業所の立入検査を実施し、ごみの減量と適正処理について指導しています。

図表 26 事業用建築物の排出指導・立入検査件数

単位：件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
事業用大規模建築物	293	278	314	317	268	306
事業用建築物	204	176	76	88	92	90
合計	497	454	390	405	360	396

③ 区収集に排出する場合の排出基準

排出量が日量 50kg 未満の小規模の事業者については、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチック製容器包装」「資源」について、家庭ごみの収集に支障の無い範囲で、中央区の有料ごみ処理券を貼り、排出することが認められています。

区では、適正排出・リサイクルを促進するため、事業所向け冊子の配布のほか、排出量の基準や分別が守られない事業所については、ふれあい指導の一環として随時、指導を行っています。

図表 27 事業系有料ごみ処理券の種類と料金(平成 29(2017)年 10月 1日改定)

券種	10 リットル券 (10 枚セット)	20 リットル券 (10 枚セット)	45 リットル券 (10 枚セット)	70 リットル券 (5 枚セット)
料金	760 円	1,520 円	3,420 円	2,660 円

(4) 中間処理

現在、ごみの中間処理は 23 区が共同で設置している清掃一組が 23 区との連携と調整を図りながら実施しています。中間処理については、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみのそれぞれで処理の形態が異なります。

① 燃やすごみの処理

燃やすごみは、清掃一組の中央清掃工場で焼却処理されています。中央清掃工場では、最新の設備により燃焼温度の適正な管理を行い、公害防止対策に万全を期しています。

また、ごみが燃焼する際に発生する熱によって蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機で発電を行っています。これにより、工場内の電力をまかなうとともに、余った電力は電気事業者に売却し、区内の小学校等公共施設に安価で供給しています。更に、工場内と清掃関連施設での給湯や冷暖房にも蒸気を活用するほか、隣接する温浴施設「ほっとプラザはるみ」(※令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から休館中)にも供給しています。



中央清掃工場
写真提供：東京二十三区清掃一部事務組合

図表 28 中央清掃工場の概要

所在地	中央区晴海五丁目 2 番 1 号
敷地面積	約 29,000m ²
焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉
処理能力	600 トン/日 (300 トン/日・炉× 2 炉)
排ガス処理方法	ろ過集じん器、排ガス洗浄塔、触媒塔
発電能力	15,000kW (抽気復水タービン)

② 燃やさないごみ

燃やさないごみについては、民間の廃棄物処理業者に選別および資源化を委託し、有効利用を図っています。

③ 粗大ごみ

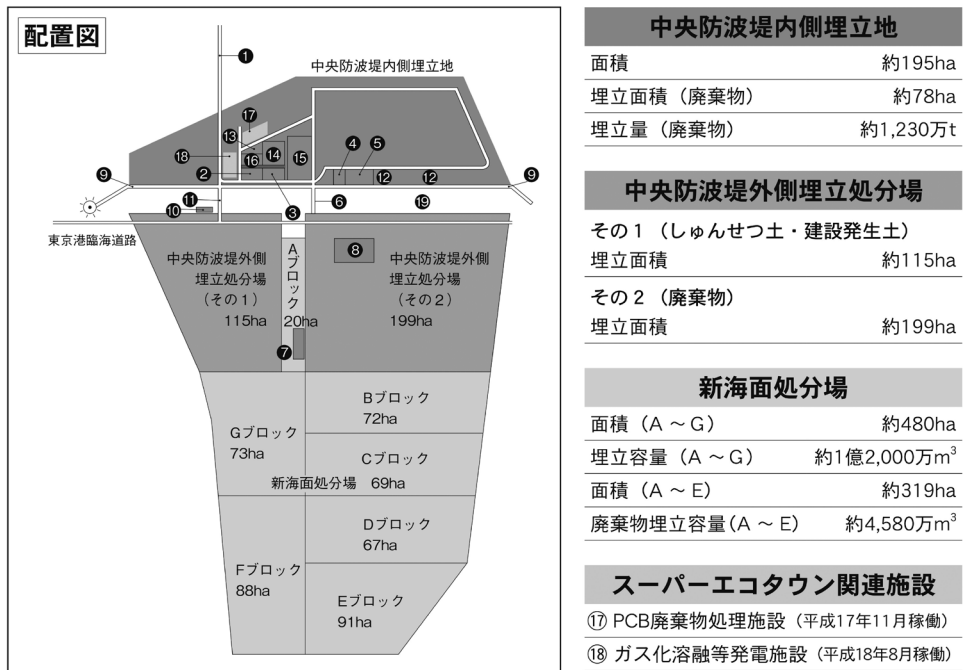
粗大ごみについては、再利用可能なものをピックアップ回収した後、残りは清掃一組の粗大ごみ破碎処理施設に搬入され、破碎・減容化および資源物（鉄分）の回収後、可燃物は清掃工場で焼却し、不燃物は埋立処分されています。

(5) 最終処分

清掃工場で焼却処理した後の焼却灰および粗大ごみ処理施設等で破碎・減容化し、資源回収した後の不燃物（ガラス・陶磁器類等）は、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場で埋立処分されています。

また、灰の一部はセメント原料化を実施しています。

図表 29 中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場の概要



東京都

- ① 第二航路海底トンネル
- ② 中防合同庁舎
- ③ 第一排水処理場
- ④ ガス有効利用施設
- ⑤ 第三排水処理場
- ⑥ 海の森大橋
- ⑦ 受入管理施設
- ⑧ 調整池
- ⑨ 中央防波堤
- ⑩ 物揚場（船舶輸送揚陸施設）
- ⑪ 中防大橋
- ⑫ 東京臨海風力発電所（東京風ぐるま）

東京二十三区清掃一部事務組合

- ⑬ 破碎ごみ処理施設
- ⑭ 粗大ごみ破碎処理施設
- ⑮ 中防不燃ごみ処理センター
- ⑯ 中防灰溶融施設
- ⑰ 海の森水上競技場

処分場の変遷

処分場	年度										面積	廃棄物埋立処分量
	1955 昭和30年	'65 40年	'75 50年	'80 55年	'85 60年	'90 平成2年	'95 7年	2000 12年	(年度)			
① 8号地(江東区湖見)											364,000m ²	約371万t
② 14号地(江東区夢の島)											450,000m ²	約1,034万t
③ 15号地(江東区若洲)											712,000m ²	約1,844万t
④ 中央防波堤内側埋立地											780,000m ²	約1,230万t
⑤ 中央防波堤外側埋立処分場											1,990,000m ²	約5,501万t (平成30年度末現在)
⑥ 羽田沖(大田区羽田空港)											124,000m ²	約168万t
⑦ 新海面処分場											3,190,000m ²	約842万t (平成30年度末現在)

() 現町名

資料：東京都環境局「東京都廃棄物埋立処分場」パンフレットより転載

4.2 ごみ量・資源回収量の推移

(1) ごみ量の推移

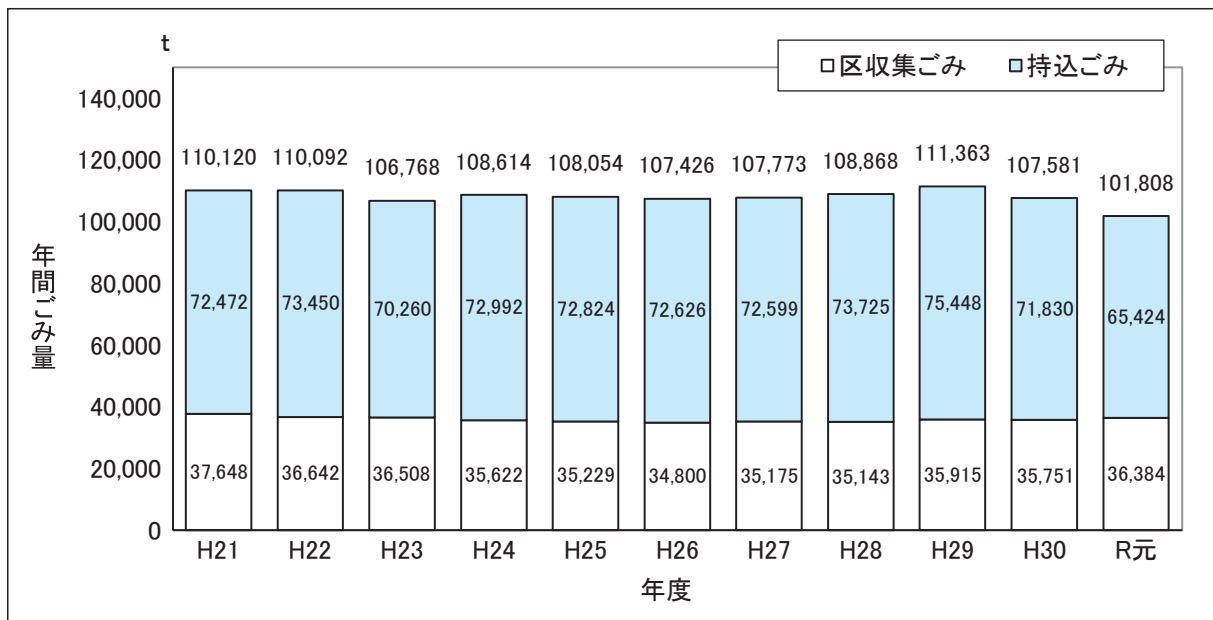
① 区収集ごみ量・持込ごみ量の推移

令和元年度のごみの総量は101,808トンでした。そのうち、区収集ごみ量は36,384トンで前年度よりも増加していますが、過去10年間を見ると人口増にも関わらずほぼ横ばいとなっています。一方、令和元年度の持込ごみ量は65,424トンで前年度より約6,400トン減少しています。

図表 30 本区のごみ量（区収集ごみ量・持込ごみ量）の推移

単位：t

ごみ	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
各年度10月1日人口(人)		118,280	121,317	124,637	127,879	131,737	137,047	141,750	148,283	155,295	161,456	167,103
区収集ごみ量(t/年)	燃やすごみ	34,907	33,839	33,556	32,856	32,424	32,023	32,382	32,431	33,128	32,873	33,357
	燃やさないごみ	1,730	1,787	1,746	1,609	1,485	1,470	1,470	1,375	1,358	1,377	1,352
	粗大ごみ	1,012	1,016	1,207	1,157	1,321	1,307	1,322	1,336	1,428	1,502	1,674
	合計	37,648	36,642	36,508	35,622	35,229	34,800	35,175	35,143	35,915	35,751	36,384
持ち込みごみ(t/年)		72,472	73,450	70,260	72,992	72,824	72,626	72,599	73,725	75,448	71,830	65,424
合計(t/年)		110,120	110,092	106,768	108,614	108,054	107,426	107,773	108,868	111,363	107,581	101,808



② 区民1人1日あたりごみ量の推移

区収集ごみには家庭ごみのほか、小規模事業所が排出する事業系ごみもあります。区収集ごみに含まれる家庭ごみと事業系ごみの比率は、一般廃棄物処理基本計画改定時に行う「中央区ごみ排出実態調査」から推計しています*。

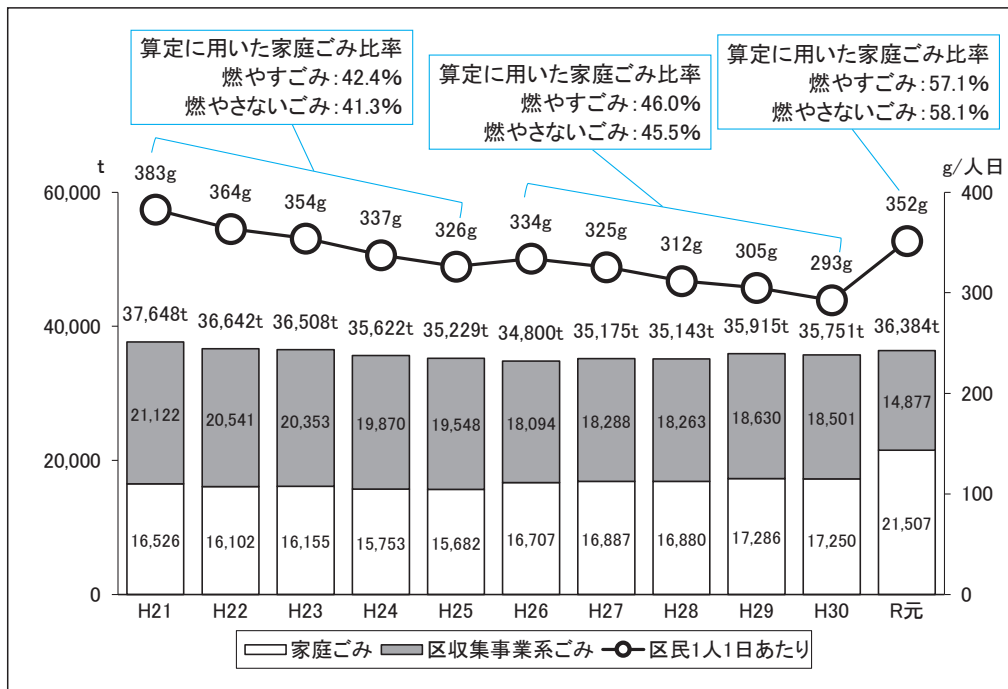
*区収集ごみに含まれる家庭ごみの比率を以下のように設定しています。

- ・平成21(2009)～25(2013)年度 :燃やすごみ42.4%、燃やさないごみ41.3%
(平成21年度中央区ごみ排出実態調査より)
- ・平成26(2014)～30(2018)年度 :燃やすごみ46.0%、燃やさないごみ45.5%
(平成26年度中央区ごみ排出実態調査より)
- ・令和元(2019)年度～ :燃やすごみ57.1%、燃やさないごみ58.1%
(令和元年度中央区ごみ排出実態調査より)

ここ10年間の区収集ごみ量は概ね横ばい傾向にあります。平成26(2014)年度と令和元(2019)年度に家庭ごみが増加し、区収集事業系ごみが減少しているように見えますが、これは、中央区ごみ排出実態調査に基づく家庭ごみと事業系ごみの比率の見直しがあったためです。

区収集ごみ全体の量は横ばい傾向にあり、その間人口は一貫して増え続けているため、家庭ごみ・事業系ごみ比率の見直しがあった年度以外の区民1人1日あたりの家庭ごみ量は減少しています。

図表31 家庭・事業系別区収集ごみ量・区民1人1日あたりごみ量の推移



(2) 資源回収量の推移

① 施策別資源回収量

「分別回収」は、集積所における回収で、紙類、びん、缶、金属類、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象としています。

小学校や公共施設などにおける「拠点回収」は、紙パック、トレイ、廃食用油、布類、電池類、蛍光灯、小型家電、水銀使用製品が対象となっています。

町会・PTA等の地域団体による「集団回収」に対しては、区では用具類の貸出しや助成金の交付等の活動支援を行っています。令和2(2020)年4月1日現在の登録団体数は323団体です。

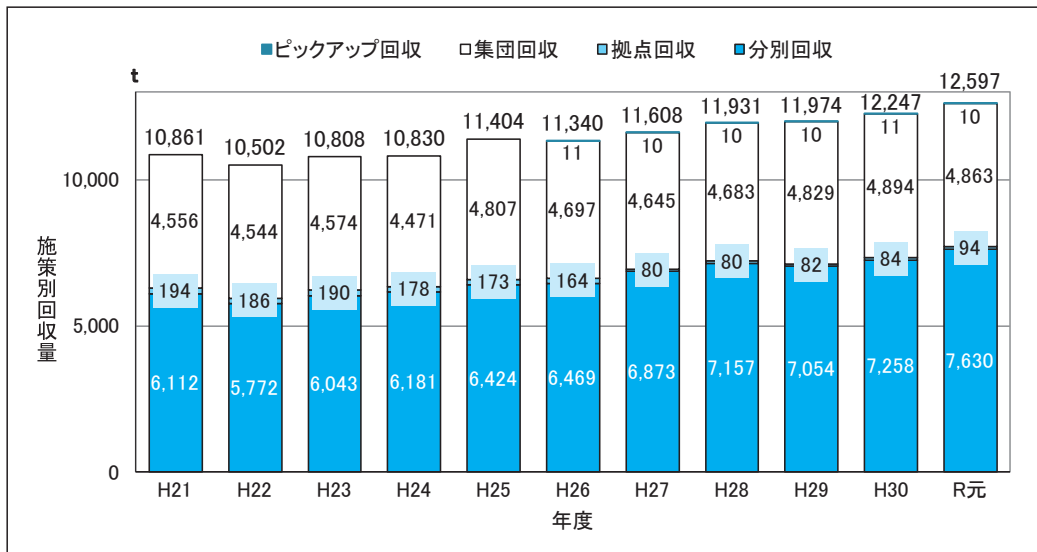
資源回収量は増加傾向にあり、令和元(2019)年度合計は12,597トンとなっています。ただし、区民1人1日あたり*で見ると資源回収量は減少傾向にあります。

※行政回収等に出される事業系資源も含まれます。

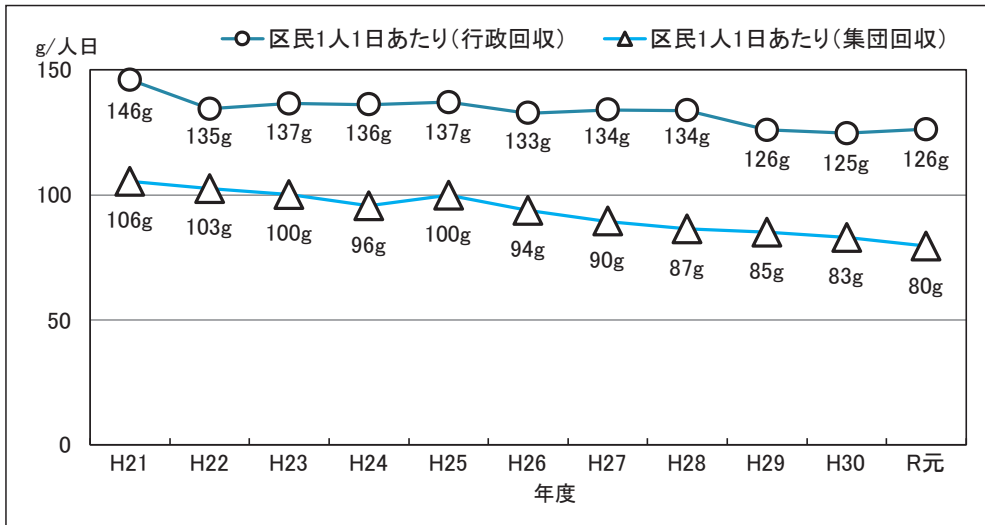
図表 32 施策別資源回収量の推移

単位：t

施策		年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
行政回収	分別回収		6,112	5,772	6,043	6,181	6,424	6,469	6,873	7,157	7,054	7,258	7,630
	拠点回収		194	186	190	178	173	164	80	80	82	84	94
	小計		6,305	5,958	6,234	6,360	6,597	6,633	6,953	7,237	7,135	7,342	7,724
集団回収			4,556	4,544	4,574	4,471	4,807	4,697	4,645	4,683	4,829	4,894	4,863
ピックアップ回収			—	—	—	—	—	11	10	10	10	11	10
合計			10,861	10,502	10,808	10,830	11,404	11,340	11,608	11,931	11,974	12,247	12,597



図表 33 区民1人1日あたり資源回収量の推移



② 品目別の資源回収量

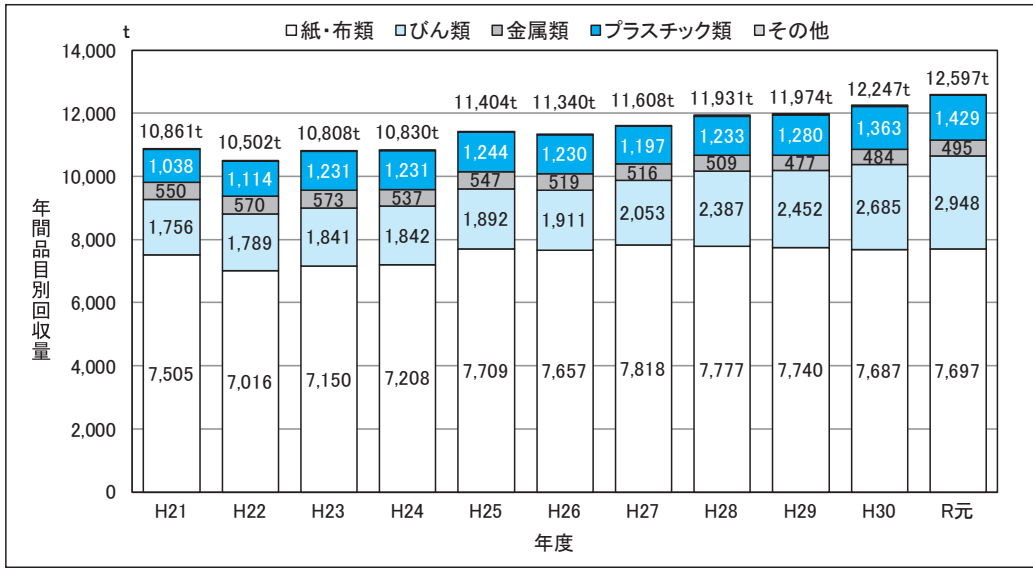
品目別に見ると、びん類やペットボトルを含むプラスチック製容器包装の回収量は伸びているものの、近年、紙類の回収量は減少傾向にあることがわかります。

なお、「その他」には、平成26(2014)年4月から開始された粗大ごみからのピックアップ回収(電子レンジ・炊飯器・DVDプレーヤー等)の量も含まれています。

図表 34 品目別資源回収量の推移

単位：t

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
紙・布類	紙類	7,445	6,956	7,081	7,146	7,647	7,593	7,748	7,694	7,659	7,598	7,589
	布類	60	60	68	62	62	64	70	84	80	89	108
	小計	7,505	7,016	7,150	7,208	7,709	7,657	7,818	7,777	7,740	7,687	7,697
びん類		1,756	1,789	1,841	1,842	1,892	1,911	2,053	2,387	2,452	2,685	2,948
金属類		550	570	573	537	547	519	516	509	477	484	495
プラスチック類	トレイ	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	2
	プラ製容器包装	413	479	504	516	519	506	499	498	497	506	528
	ペットボトル	623	633	725	713	723	722	697	734	782	856	899
	小計	1,038	1,114	1,231	1,231	1,244	1,230	1,197	1,233	1,280	1,363	1,429
その他	廃食用油	2.7	2.4	2.3	2.2	2.2	2.1	2.3	2.3	2.3	2.5	2.4
	蛍光管、水銀使用製品	1.5	1.3	1.1	1.0	1.3	1.3	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9
	電池類	8.1	8.7	9.6	9.2	9.5	9.6	9.5	10.2	10.1	9.9	11.7
	小型家電	-	-	-	-	-	0.5	0.8	0.6	1.9	2.8	3.1
	粗大系小型家電	-	-	-	-	-	10.6	9.8	10.5	10.5	10.7	10.2
	小計	12.3	12.4	13.0	12.4	12.9	24.1	23.4	24.6	25.9	26.8	28.3
合計		10,861	10,502	10,808	10,830	11,404	11,340	11,608	11,931	11,974	12,247	12,597

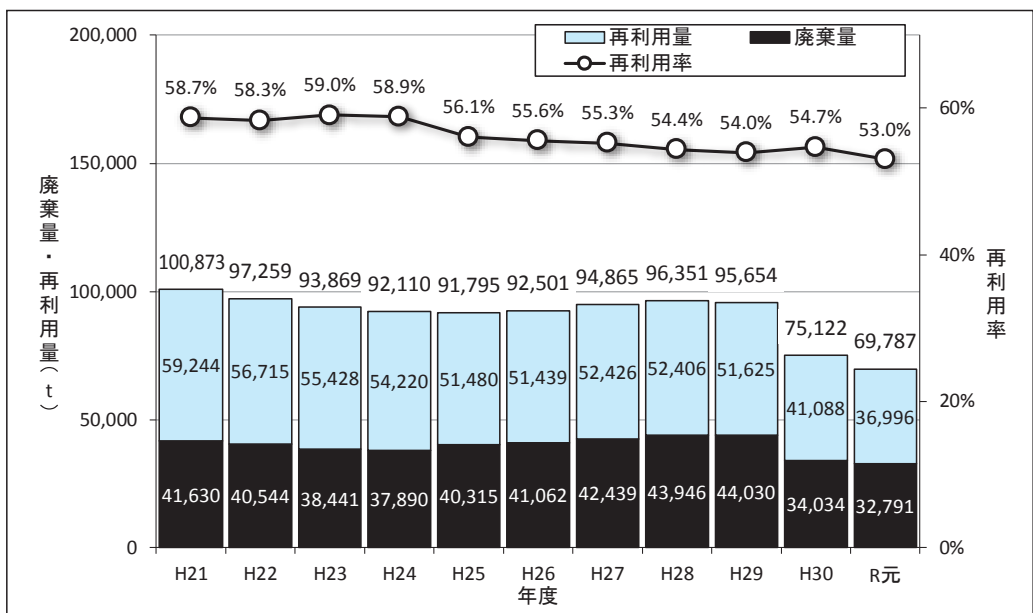


(3) 事業系ごみの再利用率

① 事業用大規模建築物（延床面積 3,000㎡以上）の事業系ごみ量

区では、延床面積 3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者等には、条例に基づき、廃棄物管理責任者の選任と「再利用計画書」の提出を義務づけています。図表 35 は、「再利用計画書」の実績欄を年度ごとに集計したものです。平成 30（2018）年度以降の排出量の大幅な減少は、築地市場の豊洲移転（10 月）などが要因と考えられます。

図表 35 事業用大規模建築物のごみ量・再利用率、再利用量

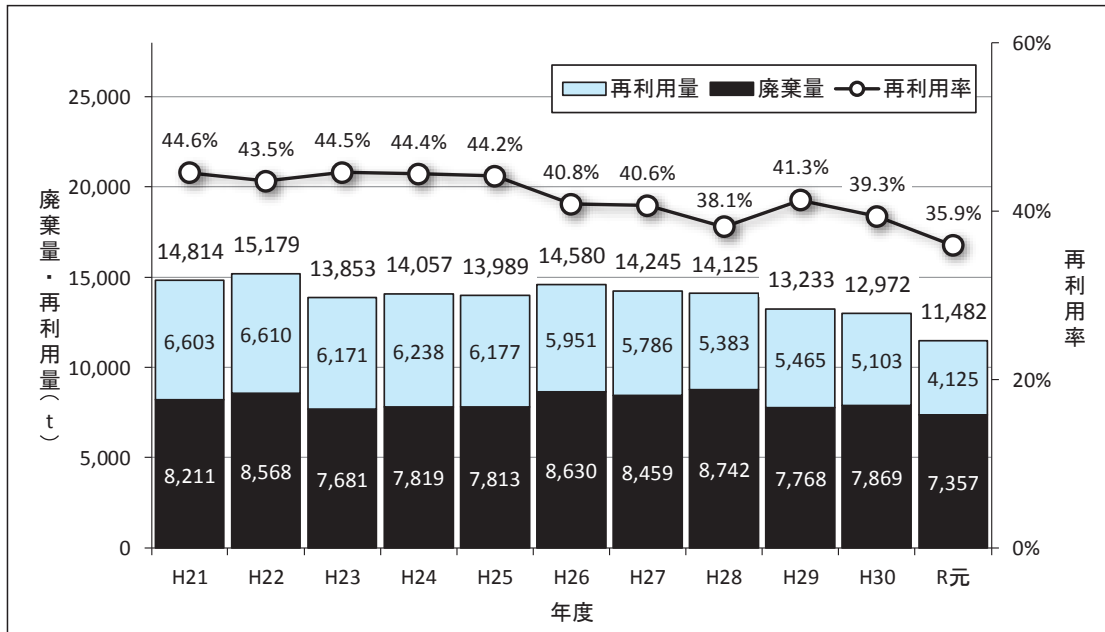


第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
第10章
資料編

② 事業用建築物（延床面積 1,000㎡以上 3,000㎡未満）の事業系ごみ量

区は、延床面積 1,000㎡以上 3,000㎡未満の事業用建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任と「再利用実績報告書」の提出を義務づけています。「再利用実績報告書」の集計では、令和元（2019）年度に再利用率が前年度より約 1,000 トン減少し、再利用率が 35.9%と前年度より 3.4 ポイント低下しています。

図表 36 事業用建築物のごみ量・再利用率、再利用率



4.3 清掃・リサイクル経費の推移

区の清掃事業費（職員給与および温浴施設「ほっとプラザはるみ」関連経費を除く）は、ここ数年 18 億円強で推移しており増加傾向にあります。

内訳を見ると、ごみの収集・運搬事業や清掃一組分担金（中間処理の共同処理経費を各区から出るごみ量等に応じて負担）が増加傾向にあります。

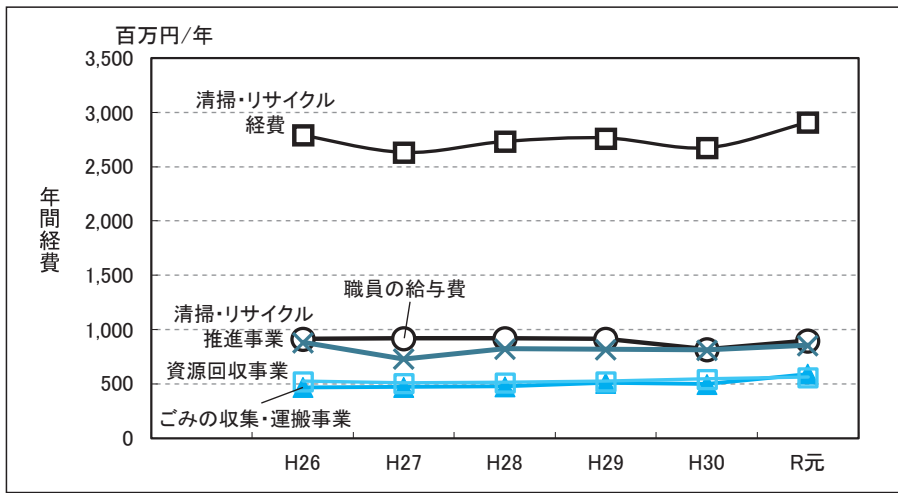
また、清掃・リサイクル事業に関する歳入は、主に廃棄物処理手数料と資源売払収入で、令和元（2019）年度は約 6 億 3 千万円となっています。

図表 37 清掃・リサイクル経費の推移

単位：千円

区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	
清掃・リサイクル経費 (A+B+C+D+E)		2,793,884	2,633,449	2,735,851	2,765,681	2,676,634	2,911,031	
職員の給与費	(A)	915,281	920,321	921,102	914,946	819,356	897,766	
清掃事業費	ごみの収集・運搬事業	(B)	469,274	471,638	477,137	506,235	497,410	591,715
	排出指導及び一般廃棄物処理業許可事業	(C)	962	1,108	1,118	594	717	654
	清掃リサイクル推進事業	(D)	882,472	730,015	823,692	819,809	813,362	857,034
	(うち清掃一組分担金)		(829,876)	(669,832)	(666,621)	(760,655)	(764,146)	(800,368)
	資源回収事業	(E)	525,895	510,367	512,802	524,097	545,789	563,862

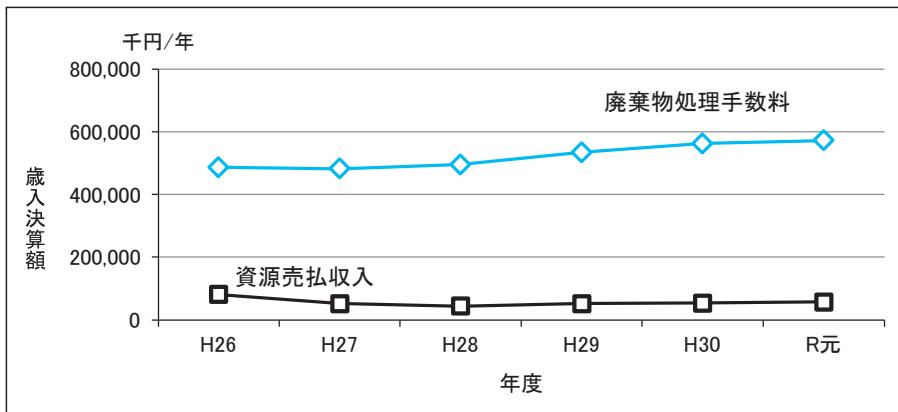
※清掃リサイクル推進事業は清掃費と環境推進費を合計している。



図表 38 歳入決算額の推移

単位：千円

区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
廃棄物処理手数料		485,460	482,552	494,584	534,446	562,758	571,914
資源売払収入		81,505	52,867	44,884	52,752	54,483	58,215
合計		566,965	535,419	539,468	587,198	617,241	630,129



4.4 区民を対象とした3R活動の促進の状況

(1) 普及・啓発

区民を対象とした主な普及・啓発活動は以下のとおりです。

① 啓発冊子の配布

以下の冊子を配布し、ごみ・資源の正しい分け方や出し方、ごみ減量やリサイクルについて情報提供しています。

■ごみと資源の分け方・出し方

- ・隔年ごとに発行し区内全世帯に配布。
(転入者や希望者へは随時配付)
- ・外国人向けに、英語・中国語・ハンゲル語版を作成。

■清掃・リサイクルハンドブック

- ・ごみやリサイクルに関する一般知識やデータ、各種事業案内などを掲載。



ごみ処理・資源リサイクルに関する情報冊子

② 区報・ホームページ等

区のおしらせやホームページ、環境情報誌等において、ごみの減量や3R推進等に関する情報を随時発信しています。

③ 子ども向け普及・啓発

小学校・幼稚園等で「環境学習」を実施しています。

さらに、小学校の低学年向け・高学年向けにそれぞれごみ・リサイクルに関するハンドブックを作成し、授業等に活用しています。

その他、児童・生徒を対象とした「こどもエコクラブ」の活動支援を実施しています。



小学校低学年向け
ハンドブック

④ 環境パネル展

環境月間（6月）行事の一環として、身近な環境問題、リサイクルや地球環境問題に関する環境パネル展を開催しています。

⑤ エコまつり

3Rの推進をはじめ環境問題全般について、クイズや体験を通して楽しみながら学べる環境イベントを毎年6月に実施しています。



エコまつり

⑥ フリーマーケットの開催

毎年6月に行われる「エコまつり」と同時にフリーマーケットを開催しているほか、地域におけるフリーマーケットの開催を支援しています。

(2) 家庭から出る資源のリサイクルの促進

① リサイクル推進協力店

リサイクル商品を取り扱っている店や簡易包装等を推進している店等、ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組む販売店等を「リサイクル推進協力店」として認定し、区民に紹介しています。

② 自転車のリサイクル

区が撤去し、保管している放置自転車のうち、所有者が不明なもの、または判明していても引き取りのないものを中央区放置自転車リサイクル事業協力店により点検・整備し、リサイクル自転車として安価で提供しています。

③ 「土のリサイクル」

毎週土曜日に区内全小学校および銀座中学校・日本橋中学校（資源の拠点回収場所）で回収し、業者委託による再生処理を行ったうえ、再生土を「花と苗木の即売会」等で配布しています。

図表 39 土の回収量・再生量

単位：kg

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R元
回収量	15,580	15,147	17,068	14,660	15,240	18,812
再生量	12,595	14,415	15,330	13,110	14,960	12,690

(3) 活動拠点の活用

① リサイクルハウスかざぐるま

リサイクル活動の拠点として、区内2ヵ所に「リサイクルハウスかざぐるま」を設置し、資源の再利用やリサイクル意識の啓発を実施しています。



リサイクルハウスかざぐるま箱崎町

図表 40 リサイクルハウスかざぐるまの施設概要

項目	年度	リサイクルハウスかざぐるま明石町	リサイクルハウスかざぐるま箱崎町
開設年月日		平成6（1994）年12月10日	平成16（2004）年4月21日
所在地		明石町14番1号	日本橋箱崎町36番15号
電話番号		3546-2991	3668-5037
敷地面積		707.07㎡	997.99㎡
延床面積		744.94㎡	614.92㎡（1,261.10㎡のうち）
施設内容		リサイクルコーナー、不用品交換情報の掲示 資料コーナー（情報ひろば）※箱崎町のみ	
開館時間		午前9時～午後5時	
休館日		月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）および月末の館内整理日	

② 不用品のリユース（再使用）

リサイクルハウスかざぐるまでは、不用になった衣類や雑貨類を預かり、希望する人に有償または無償で譲渡するリユースコーナーを設置しています。

また、「不用品交換システム」として、リサイクルハウスかざぐるまの掲示板や区のホームページに再使用可能な不用品の交換情報を掲載しています。

図表 41 リサイクルハウスかざぐるまの利用状況

		H26	H27	H28	H29	H30	R元	
明石町	来館者数（人）	40,249	43,374	41,664	45,391	42,296	39,602	
	不用品 販売状況	出品者数（人）	11,725	12,090	12,470	12,331	12,132	11,991
		展示数（点）	56,667	58,097	60,139	59,353	58,548	57,668
		販売点数（点）	36,931	38,230	37,497	37,736	35,941	34,849
箱崎町	来館者数（人）	27,015	26,239	24,552	28,515	26,951	24,309	
	不用品 販売状況	出品者数（人）	6,310	6,357	5,060	5,891	5,925	6,322
		展示数（点）	41,839	42,021	33,456	38,665	39,187	40,223
		販売点数（点）	25,170	25,199	19,804	23,448	23,326	23,094
合計	来館者数（人）	67,264	69,613	66,216	73,906	69,247	63,911	
	不用品 販売状況	出品者数（人）	18,035	18,447	17,530	18,222	18,057	18,313
		展示数（点）	98,506	100,118	93,595	98,018	97,735	97,891
		販売点数（点）	62,101	63,429	57,301	61,184	59,267	57,943

③ リサイクル教室

余り布から帽子づくりなど、不用品を再生利用する「リサイクル教室」を開催しています。



余り布で作った布ぞうり

④ 環境情報センター

環境情報の提供・発信および区民や事業者、環境活動団体の環境活動拠点として、平成 25 (2013) 年 6 月に「環境情報センター」を開設、環境の保全に関する講演会・講座の開催や展示などを実施しています。



環境情報センター

図表 42 環境情報センターの施設概要

開設年月日	平成 25 (2013) 年 6 月 2 日
所在地	中央区京橋三丁目 1 番 1 号 東京スクエアガーデン 6 階 京橋環境ステーション内
電話番号	6 2 2 5 - 2 4 3 3
延床面積	410.55m ²
施設内容	展示情報コーナー、交流室、研修室 1、研修室 2
利用時間	午前 9 時～午後 9 時
休館日	年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

(4) 地域ぐるみの取り組み

① クリーンデー

地域美化意識の高揚を図り、たばこの吸い殻や空き缶等のごみの散乱を防止するため、平成 3 (1991) 年度から、5 月 30 日 (ゴミゼロの日) に町会・自治会、ボランティア、企業等により、まちの一斉清掃を行う「クリーンデー」を実施しています。

図表 43 クリーンデー参加団体数の推移

単位：団体

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
参加団体数	252	269	287	283	286	326

② まちかどクリーンデー

平成 17 (2005) 年 7 月から、毎月 10 日に「まちかどクリーンデー」として、住宅や事業所等の周辺で日常行っている清掃活動を一斉に実施。参加団体に対し区は、希望により啓発用のたすきを貸与するほか、ホームページで活動を紹介しています。

図表 44 まちかどグリーンデー登録団体数の推移

単位：団体

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
登録団体数	222	233	249	254	266	270

③ 清掃（事業）協力会

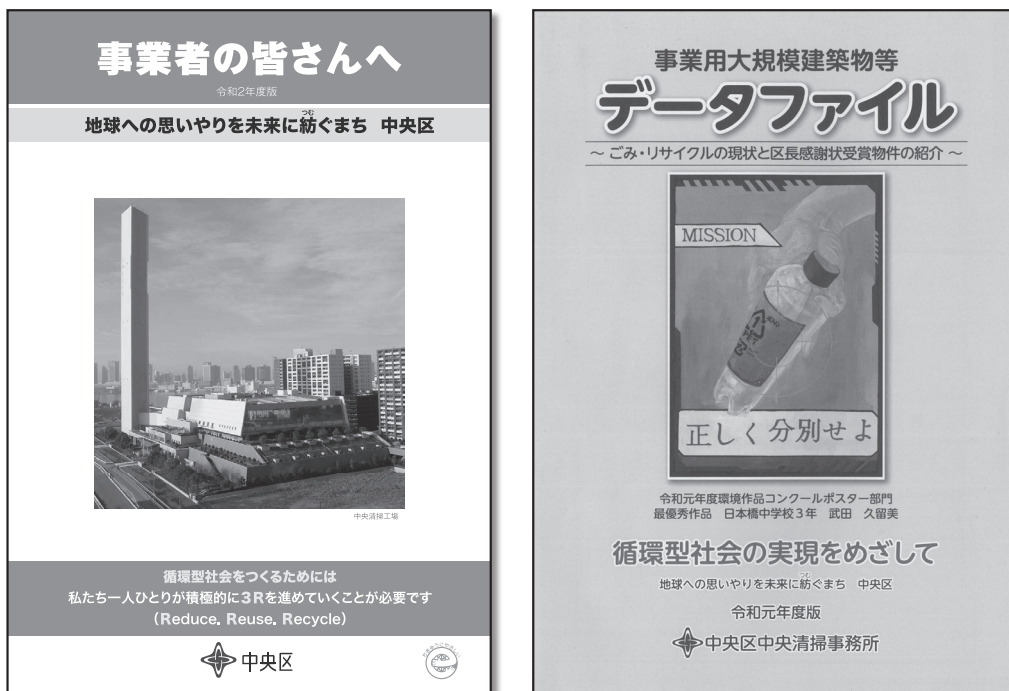
昭和30年代に住民の自主的な組織として結成された京橋清掃協力会および日本橋清掃事業協力会において、清掃・環境保全事業の普及を実施しています。

4.5 事業者を対象とした3R活動の促進の状況

(1) 普及・啓発

① 啓発冊子の配布

一般事業所向けに冊子「事業者の皆さんへ」を活用し、循環型社会における事業者の役割やごみ分別・リサイクルのルールについて普及・啓発を実施しています。また、「事業用大規模建築物等データファイル」を作成し、事業用建築物等における再生利用の現状について「見える化」を図っています。



事業者向け啓発冊子

② 事業用大規模建築物等への区長感謝状

事業用大規模建築物等の立入検査を行った事業所のうち、ごみ減量・リサイクルや適正処理に積極的に取り組み、一定の成果を上げている事業所を対象に、区長感謝状を贈呈しています。

(2) 事業所から出る資源のリサイクルの促進

① ちゅうおうエコ・オフィス町内会

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」では、参加する事業者に対して、古紙の回収ボックスの貸与を行い、事業者が分別した紙類を専門の回収会社がボックスごと交換し、回収しています。区は、「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」の活動を支援しています。

図表 45 「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」の品目別回収実績

単位：t

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
加入事業所数（事業所）	277	275	280	300	314	252
雑誌その他の紙	163.1	159	158.7	174.5	150.8	175.3
新聞	38	39.5	36	34.1	30.7	32
再生コピー用紙	31.8	30.6	30.4	35.5	31	23.7
上質コピー用紙	0	0	0	0	0	0
上質コンピューター用紙	0	0	0	0	0	0
合計	232.9	229.1	225.1	244.1	212.5	231

② 飲料用自動販売機における回収容器の設置

飲料用自動販売機により飲料を販売する者、または飲料用自動販売機を管理する者に、基準を満たす回収容器の設置および回収した空き缶等を再利用することを義務づけています。

③ 条例・要綱に基づく指導

一定規模建築物における廃棄物保管場所・資源保管場所等の設置や、事業用大規模建築物・事業用建築物に対する廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書等の提出義務づけ、立入検査の実施等により、事業系ごみのリサイクルを促進しています。

(3) 「事業者」としての区の取り組み

① 区独自の環境マネジメントシステムの推進

平成 23 (2011) 年 10 月より、中央区独自の「中央区環境マネジメントシステム (中央区 EMS)」を構築し、区内小学校、幼稚園等も含め全庁的な環境配慮活動を実施しています。

② 「中央区グリーン購入ガイドライン」の活用

再生品など環境に配慮した物品の調達を進めることにより、区の事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図るため、「中央区グリーン購入ガイドライン」を策定しています。

③ 緑のリサイクル

公園や街路樹等を管理する際に発生する剪定枝を集めてチップ化し、公園等の土壌改良材にしたり、「花と苗木の即売会」において堆肥として区民に無料配布を実施しています。

④ 区施設から排出される生ごみの活用

生ごみのリサイクルルートの構築と環境教育の向上を図るため、小・中学校から発生する生ごみの飼料化や肥料化等の再生利用を委託により実施しています。

